

## 平成29年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 平成29年4月1日

自治体名 (福祉事務所名)	新居浜市 (新居浜市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成28年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 $\frac{(\text{※})}{(A)}$	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			69.3%	75.0%	66.5%	8.5%
<p>&lt;現在の状況&gt;</p> <p>1. 医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療財政の健全化を図るための、行政や医療保険など国全体での後発医薬品利用の取り組みの周知が不十分。</li> <li>・医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合でも、十分使用されていない。</li> </ul> <p>2. 調剤薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品の使用が可能と思われる場合は、医師への進言を期待するところであるが、十分ではない。</li> </ul> <p>3. 被保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬であり、品質や効き目、安全性が同等で、低価格なのに安心して使えるといったことへの理解が進んでいない。</li> </ul>			<p>&lt;対応方針&gt;</p> <p>服薬指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 服薬指導が必要な者を抽出。</li> <li>○ 被保護者宅の家庭訪問時に後発医薬品の有用性につき説明し、使用の促進を指導する。</li> </ul> <p>関係機関への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当市の使用促進の実績について、文書・口頭で説明。</li> <li>○ 生活保護制度における医療費抑制のため、原則使用を説明し、協力を求める。</li> </ul> <p>薬局における備蓄について</p> <p style="padding-left: 20px;">特段なし (備蓄については医療全体の取組として取り組まれている)</p> <p>その他</p>			
<p>&lt;使用促進が進んでいない原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 服薬指導の際、後発医薬品使用促進が十分でない。</li> <li>○ 関係機関への説明が不十分。</li> <li>○ 傷病者に対し、薬の品質や効果に優劣がないことの情報提供が不十分。</li> </ul>			<p>&lt;備考&gt;</p>			